

個人情報に記載した書類の誤送信について

このたび、当センターにおいて、退院予定患者の個人情報が記載された書類（診療情報提供書）を誤送信するという事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報 患者の氏名、患者ID、診療名称

2 事案の経過

令和6年11月11日（月）

・退院予定患者の書類をかかりつけ医に送信する必要があり、医師が電子カルテシステムで書類を作成したが、登録されている情報が更新されていなかったため、現在のかかりつけ医である医療機関Aではなく、旧かかりつけ医である医療機関Bに書類をFAXで誤送信した。

令和6年11月12日（火）

- ・患者総合支援センター職員が電子カルテシステム上で状況を確認したところ、誤送付に気づき、職員の所属長が医療機関Bに電話で謝罪した。
- ・医療機関Bにおいて、書類をシュレッダーにて破棄したことを確認した。
- ・医師が患者に対し、経緯を説明し、謝罪した。

3 誤送付の原因

- ・医師が、電子カルテシステムに登録されている医療機関（かかりつけ医）の情報を更新していなかったため。
- ・医師が、診療情報提供書の作成、交付の際にかかりつけ医の医療機関名及び所在地の確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・医師は、書類作成時に漏れなく電子カルテシステム上のかかりつけ医の情報登録更新を行うこと。
- ・医師は、診療情報提供書の作成、交付の際に、漏れなく患者にかかりつけの医療機関名及び所在地の確認を行うこと。